

# 永享五年の「高野動乱」について

山陰 加春夫

はじめに

永享五（一四三三）年の「高野動乱」は、永享の山門騒乱、大和永享の乱、関東永享の乱などとともに、当時の室町幕府—守護体制を激しく揺さぶった事件であった。<sup>①</sup>

たとえば、「看聞日記」<sup>②</sup> 永享五年七月十九日条には、

抑聞。今月初、高野衆徒有確執事。堂舎坊々、払塵炎上。金堂、

大塔、奥院（大師御入定所）三ヶ所所残云々。高野法滅、天魔所

為也。驚人者也、

とあって、当該「高野動乱」出来の報は、伏見の貞成親王の耳にまで届いたことが知られる。

この「高野動乱」については、すでに黒田弘子氏による「中世後期における高野山権力と農民闘争」<sup>③</sup>という優れた研究があり、小山靖憲氏や熱田 公氏も、それぞれこの事件に論及している。<sup>④</sup>けれども、拙稿「永享五年高野動乱の新史料（一）」<sup>⑤</sup>をも活用して、この事件にヨ

リ正確な政治史的・法制史的位置づけを付与する余地は、まだまだ残されている。

本稿においては、永享五年の「高野動乱」をヨリ「正しい意味の政治史」<sup>⑥</sup>として叙述するための基礎作業として、この事件の核心史料の一つである永享十一（一四三九）年三月の「金剛峯寺諸衆評定事書」（後掲・史料D）の内容を分析し、当該事件が高野山金剛峯寺の検断法上、どのような意義を有する事件であったかについて考察することにした。

## 一 鎌倉中、末期—室町初期の高野山の動向

本節では、考察の前提として、鎌倉中、末期—室町初期の高野山の基本動向を概観しておく。

### （1）高野山の子院配置

正保三（一六四六）年三月の「高野山金山絵図（御公儀上一山図）」<sup>⑦</sup>

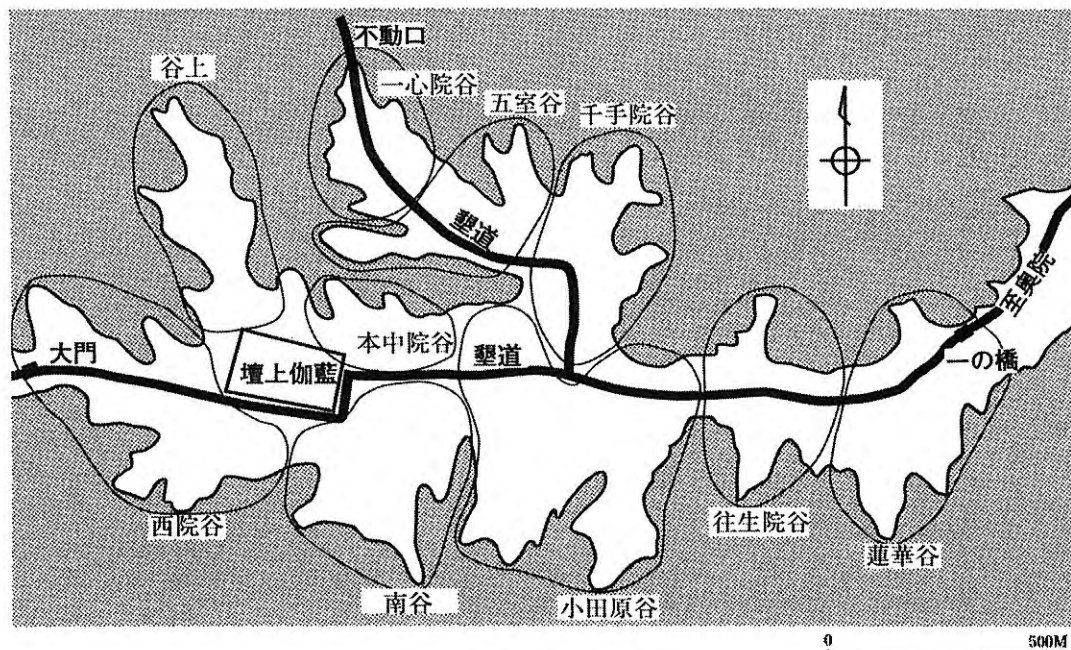


図1 高野山内空間の構成

藤川昌樹「高野山の山内空間と建築」  
 (『高野山大学選書』第1巻、小学館スクウェア、2006年) 108頁

には、壇上伽藍を中心にして、おびただしい数の子院が描かれている。この「正保三年図」に付属する「高野山絵図之帳」の帳尻記載によれば、子院の総数は一八六五軒。その内訳は、学侶坊二一〇軒（青巖寺を除く）、行人坊一四四〇軒（興山寺を除く）、非事吏（聖）坊一二〇軒（大徳院を含む）、客坊四二軒、その他（三昧聖坊）五三軒であった。

また、「正保三年図」と「絵図之帳」とを比較対照すると、

(ア) 各子院は、西院、谷上、南谷、千手院、五之室、一心院、小田原、本中院、往生院、宝幢院、清浄心院、蓮花谷の一二の谷に分布し——このうち、宝幢院と清浄心院の二つの谷は、いずれも後に蓮花谷の枝谷となる——、それぞれの谷は、院内堂や湯屋などの共用施設を持つ「一種の『まち』」組織をすでに形成していたこと、

(イ) 青巖寺を本寺とする学侶坊二一〇軒は伽藍を取り巻く西院、谷上、南谷、本中院の四つの谷（このうちの特に伽藍の周囲）に集中し、興山寺を本寺とする行人坊一四四〇軒は学侶坊群の周縁に濃密に分布し、そして大徳院を本寺とする聖坊一九軒はさらにその周縁、つまり行人坊群の周縁にいくつかの小さな固まりを作りつつ散在していること、

(ウ) 現在のメイン・ストリートである小田原通りには、すでに「店として商人に貸与する『貸長屋』」群が建ち並んでいたであろうこと、

等々のことが看取される。十七世紀中頃、高野山上の境内地のほとん

どすべては、金剛峯寺の管轄下にあったのである。<sup>⑨</sup>

けれども、鎌倉時代中、末期の高野山は、そうではなかった。すなわち、当該時期の同山は、東寺一長者を座主に頂く金剛峯寺（本寺）方、仁和寺御室が座主職補任権を持つ故鳥羽院御願寺大伝法院（別院、末院）方、そして鎌倉三代將軍家の菩提寺（関東祈願所）金剛三昧院方の三勢力が鼎立し、それらの周縁部のここかしこに、右の三方とは直接には関わりを持たない聖たちが、おのおの集団を成して居住する山であった。<sup>⑩</sup>

その意味で、鎌倉時代中、末期の戦国期は、高野山が、金剛峯寺方・大伝法院方・金剛三昧院方・聖集団という多様な存在が共存する山から、金剛峯寺一寺に権力が集中する山へと姿を変える過渡期であったと考えることができよう。

## （2）高野山金剛峯寺の「自立」政策

鎌倉時代中期に整備された金剛峯寺の山上組織は、密教哲学の研究・実践を本務にする衆徒（広義の学侶）集団と、諸堂の管理や供花・点灯などの雑用に従事する行人（広義の行人）集団とから成っていた。両者は、衆徒が上位、行人が下位と身分的に明確に区別されながらも、双方相俟って寺院大衆の僧団を形成していたのである。

文永（弘安）（二六四～八）年間ごろ、金剛峯寺の衆徒たちは、「惣寺」と呼ばれる、中世寺院における自治的組織をすでに形成していた。

このうち、同寺の衆徒たち惣寺は、自分たち、ひいては金剛峯寺の

「自立」のために、内に向けては（一）大伝法院方との熾烈な対立・抗争をくりひろげ、かつ（二）彼らが上に戴く東寺一長者・金剛峯寺検校等の仁躰そのもの（ないしはその有する諸権限）を意識的に否定する（もしくは制約する）運動などを展開し、また外に向けては（三）膝下諸莊園の実質的な領有化・再把握運動などを懸命に推進してゆく。<sup>⑪</sup>

元弘三（一三三三）年十月、後醍醐天皇は、「元弘の勅裁」と呼ばれる裁定（元弘三年十月八日「後醍醐天皇諭旨案」）を金剛峯寺あてに下した。これは、年来、金剛峯寺が「祖師空海が朝廷から賜った」と主張しつづけてきた「旧領」全域に対する一円支配権の承認を、その内容とするものであった。

南北朝内乱期、高野山金剛峯寺の衆徒たちは、この「元弘の勅裁」を奇貨とし、以後、遠隔莊園群に対する一円支配を一定程度、断念するかわりに、高野山麓の膝下諸莊園（「旧領」とそれに隣接する金剛峯寺領莊園群）を殊に重視して、同地域内に形成されてきている各惣莊（中世莊園における自治的組織）から、できる限り直接に年貢・公事を收取する体制を実現するべく、必死の努力を続けていた。

またそのために、貞和四（一三四八）年には、内外に対して「政治的中立」と膝下諸莊園の自衛を宣言した（貞和四年三月日「金剛峯寺衆徒一味契状」<sup>⑫</sup>）。この「一味契状」には、

今後、寺領莊園内に出来した犯罪人に対する処罰は、南朝方・北朝方双方に依頼することなく、「満山一揆一同の沙汰」として自力で行う、

旨が記されている。「満山一揆一同の沙汰」とは、衆徒・行人・膝下莊園莊官の三者が、老若を問わず一体となって事にあたる、というほどの意味である。

さて南北朝内乱期、同寺の衆徒たちが膝下諸莊園に対して打ち出していった諸政策のうちで、最も重要なものは、「惣莊の自治機能を最大限に認めながらも、それらの機能は、同寺が有する圧倒的な検断力によって最終的に保証する」ことを宣言する諸指示であった。つまり、同寺の衆徒たちは、当該時期、膝下諸莊園内に、「惣莊の自治機能に基本的に依拠する支配体制」をできるかぎり作り上げることを通じて、同寺の「全き生き残り」をめざしたのである。

金剛峯寺の衆徒たちが念願とした膝下全莊の「再建」は、室町時代初期に至って（最終的には、このころに確立した室町幕府—守護体制の後援をも得て）おおむね果たされた。ところで、金剛峯寺の事ここに至る過程は、とりもなおさず同寺が、上級権門たる東寺・仁和寺のくびきから事実上、脱し、かつ、強力な周辺権門たる大伝法院との対立・抗争に打ち勝って、莊園領主としての自立性を強める道程そのものであった。以後、金剛峯寺は、基本的に紀伊国北東部の一円寺領（膝下諸莊園）に君臨する「唯一」の莊園領主としての道を歩むのである。

## 二 永享五年「高野動乱」の概要

### (一) 高野山上の動向

永享五年の「高野動乱」と呼ばれる事件の概要について、「高野山

檢校帳」<sup>15</sup> 第四百四十六代檢校法印長範の項（以下、史料A）は、次のように記している。

一 正長元（一二二八）年十一月之比、依仙洞（称光天皇カ）御崩御、

諸国御徳政之事出来（云々）。自其而六番衆、寺家へ無窮之致訟

訴（訴訟）、万事不随寺命問、永享五年（癸丑）七月七日之夜扨曉

二、当国（紀伊国）守護畠山尾張守（満家）依下知、同守護代遊佐

之越前守（国繼）、伊都・那賀・名草・海人（海部）郡催軍兵、辰

一点合戦在之。両方（六番衆と守護軍）数十人打死了。両方手負不

知数。然間、六番衆、大乘院放火、本中院（本中院谷）坊舎・堂塔、

悉焼失了。（中略）数烈、有矢軍。申時許ニ終被追失了。其時、山

民共、尺（釈）迦院放火之、大略小田原（小田原谷）、千手院（千手

院谷）、三宝山マテ焼了。其後、所残菴室・道場・坊舎、不残一字

焼了。又壬（閏）七月三日、六番衆、率大勢、西院（西院谷）・谷

上（谷上院谷）・南谷へ合戦在之。於南谷、山民・行人数十人被打

了。左有間、持明院ニ付火、大略焼了。（中略）同年十一月廿四

日、遊佐河内守（国盛）被口入和陸之。悉六番衆帰山廿八日也。

（傍線は引用者。以下同様）

すなわち、史料Aによれば、永享五年七月七日と同年閏七月三日の二度にわたって、高野山上において、金剛峯寺六番衆と（同寺衆徒方の要請を受けた）紀伊国守護軍とが大規模な合戦を行った結果、多数の死傷者が出来し、かつ同山上の坊舎・堂塔等の過半が焼失したという事件であったことがわかる。

金剛峯寺六番衆とは、同寺の広義の行人集団のこと。永享十一（二四

三九）年三月の「金剛峯寺諸衆評定事書」（後掲・史料D）によれば、當時、金剛峯寺六番衆は、預中と行人中（狭義の行人集団）の二つの結合組織から成っていたことが知られる。また、後掲・「満濟准后日記」<sup>17</sup>

永享二年十月十日条・傍線部には、「行人ハ悉衆徒等召仕下法師也」とあり、近世初頭の光宥撰「高野山真俗興廢之記」<sup>18</sup>には、「第六番、扈從僕童之内土民之子族、下法師等也（今時之行人方、又名世間者）」とあって、金剛峯寺六番衆に属する僧侶たちは、同寺領膝下諸荘園内の百姓身分の家を主要な出自としていたことが推察される。<sup>19</sup> 他方、金剛峯寺衆徒の多くは、同寺領膝下諸荘園およびその近辺の荘官職・名主職を有するような村落上層の家を出自としていたと考えられる。<sup>20</sup>

ところで、前掲・史料Aでは、傍線部に「正長元年十一月之比、依仙洞（称光天皇カ）御崩御、諸国御徳政之事出来（云々）。自其而六番衆、寺家へ無窮之致訟訴（訴訟）、万事不随寺命」とあるように、永享五年の「高野動乱」の原因を、「正長の土一揆」に勇気づけられた金剛峯寺六番衆の下剋上の振る舞いに求めていることがわかる。

【満濟准后日記】永享二（一四三〇）年十月十日および同月十六日条には、

十日晴。（中略）自畠山（紀伊国守護畠山満家）以使者齋藤因幡守申入。（中略）同使者申高野事。去月（九月）廿五日遊佐ツメ寄候。七口（高野七口）塞候事ハ、去月初ヨリ致其沙汰了。行人等少々懇望子細候。定可属無為歟。諸堂等事、是ヲ一大事ニ令沙汰候間、

御心安可被思食候。七月以来、高野衆徒・行人確執。衆徒悉離山、

長日勤行以下悉退転。高野ニハ行人・念仏衆計止住云々。言語道断事也。行人等以外過分下剋上シテ、已衆徒ノ首ヲ切云々。行人ハ悉衆徒等召仕下法師也。主人ノ首ヲ切程二過分ニ罷成候。仍山中事、今時分嚴密沙汰無之者、高野已可及滅亡云々。珍事々々。一宗周章此事歟。先度自御室以禪守僧正、此等事歎承了。且其趣、連々仰遣畠山方了。仍只今又如此為守護申賜也。

十六日晴。高野事、悉属無為之由、自齋藤因幡守方申入了。珍重。仍遊佐、近日可罷上云々、

とあって、たしかに金剛峯寺「行人等」（六番衆）は、「正長の土一揆」後の永享二年七月以来、「以外過分下剋上シテ」、諸要求を掲げ、衆徒方と全面対決するに至っていたことが確かめられる。<sup>21</sup>

けれども、「満濟准后日記」永享五年七月十日および同月二十日条（以下、史料B）には、永享五年の「高野動乱」のヨリ直接的な原因が述べられている。つまり、当該兩日条には、

十日晴。（中略）高野与粉河用水相論、自高野可令発向粉河由、風聞。仍為制禁、遊佐河内守（國盛）・齋藤因幡守等下遣云々。高野猥雑以外。大略又衆徒・行人弓矢儀歟。諸坊数ヶ所焼失云々。併高野衰微因縁周章云々。

廿日晴。（中略）遊佐河内守来。去十八日自河内終夜罷上云々。高野事先無為。遊佐越前守（國繼）未高野ニ罷留。衆徒等内々抑留之子細在之。行人等ハ悉離山了。高野諸坊過半ハ焼失也。二千坊計

ハ焼歟云々。大塔・金堂以下簡(匠) 要在所無為事、衆徒并遊佐越  
前等守護勢相共警固故云々。今度之儀、依用水相論、自高野可令  
発向粉河支度処、雜説出来、衆徒・守護方内談シテ行人ヲ可治罰  
之由、行人等伝聞ニ依テ、俄ニ衆徒・行人可及弓矢了。行人弓矢  
ニ取負自焼ノ類火ニ依テ諸坊寺院大略焼失云々。天魔所行驚耳。  
愁歎千々々、

云々とあつて、高野―粉河間の用水相論(金剛峯寺領名手莊・粉河寺領丹  
生屋村用水相論)につき、金剛峯寺が軍勢を粉河に差し向けようとした  
ために、守護方が高野山に登山してこれを制止した。けれども、金剛  
峯寺六番衆は、この守護方の高野登山という事態を、同寺衆徒方と守  
護方とが相談して自分たちを弾圧するための登山であると伝え聞いて、  
「俄ニ衆徒・行人(中略)及弓矢」んだことがわかる。<sup>23)</sup>

以上に引用した史料A・Bから、この「永享五年の高野動乱」とい  
う事件の底流には、「正長の土一揆」に勇気づけられた金剛峯寺六番  
衆の下剋上の運動と、そのような運動の結果、先鋭化した同寺衆徒方・  
六番衆間の退つ引きならない対立があり、それが「守護方の高野登山」  
という事態そのものを直接のきっかけにして爆発したことが看取でき  
よう。

なお、史料A・傍線部には、「同年十一月廿四日、遊佐河内守(国  
盛)被口入和睦之。悉六番衆帰山廿八日也」とあるが、これは、あくま  
でも当座の事態收拾でしかなかったようである。衆徒方―六番衆間の  
正式な和睦は、永享十一(一四三九)年四月のこと。同年三月二十九日

に、「預中下知之条々」二五か条と「行人中江下知之条々」二九か条  
とから成る「金剛峯寺諸衆評定事書」(以下、史料D)が(守護方を經由  
して)六番衆(預中と行人中)に呈示され、これを受けた預中と行人中  
は、四月二十二日と同日二十三日にそれぞれ「請文」(以下、史料E・  
F)を守護方に提出した。永享十一年四月 日「金剛峯寺小集会衆契  
状」(以下、史料G)は、これら三通の文書を踏まえて作成されたもの  
である。

## (2) 高野山下の動向

この「高野動乱」の余波は、山麓の兄井島<sup>24)</sup>にまでも及んだようであ  
る。すなわち、永享六(一四三四)年十二月十三日の「兄井島沙汰人連  
署置文」(以下、史料C)には、

「永享五年ノ高野動乱ニ舛ヲ依失」云々とあつて、「高野動乱」に伴  
う混乱のさなかに、(高野山上においてか、在地においてかは定かでないが)  
兄井島の年貢収納枡が紛失したことがわかるのである。

ちなみに、応永二(一三九五)年十一月の「官省符莊佐野村畠・  
在家帳」を史料上の初見として、この兄井島内には総計十九町二段の  
「夏衆給分畠」が金剛峯寺側によって設定されていたことが知られる。

夏衆方とは金剛峯寺行人中のうちの一派で、その定員は六十四人であ  
った。そして同三年九月の「官省符莊下方(広義)分畠支配注文下書」  
によれば、兄井島内の「夏衆給分畠」の分麦高(租税額)は全部で三〇  
石六斗六升であったことがわかる。

したがって、前述した「兄井島の年貢収納枀の紛失」という事態は、「高野動乱」に伴う混乱のただなかで、夏衆方の兄井島支配の象徴たる年貢収納枀が失われる、という深刻な事態をその実態としていたということができる。

ところで、史料Cは、兄井島にまで波及した「高野動乱」に伴う混乱を、在地において收拾することを目的とした置文であった。すなわち、同「置文」には、

(一) 兄井島の「御百姓達」が、年貢の計量方法について、数年来、夏衆方に訴訟を行ってきたが、この度、それが認められたこと、

(二) 今回、永享五年の高野動乱の際に紛失した兄井島の年貢収納枀を再造するが、その規準とするのは、官省符荘の公田枀であること、等々のことが記されているのである。

(一) においては、永享(一四二九、四二)年間に至るや、兄井島の「御百姓達」が、一致結束して、数年来、夏衆方に訴訟を行う程、實力を付けてきていることが看取される点が特に重要である。また、(二)に見える「官省符荘の公田枀」とは、拙稿「室町時代初期の高野枀について」<sup>30)</sup>で紹介した応永三年銘のある「一升」枀と同一規格の枀であった可能性が高い。<sup>31)</sup>

### 三 永享十一年三月「金剛峯寺諸衆評定事書」の内容

さて、永享十一年三月の「金剛峯寺諸衆評定事書」(史料D)の内容を検討することにしよう。史料Dに記されている「預中下知之条々」

二五六条(条文番号1-25)と「行人中江下知之条々」二九か条(条文番号26-54)を分析した結果は、次の表1のとおりである。

表1から窺える点は、以下の点である。

第一に、六番衆が獲得した権利。

「衣鉢・乗馬」欄をみると、「墨唐笠の免除(免許)」と、「衣の四袖、直綴、乗馬それぞれの一部免除」とを勝ち取っていることがわかる。<sup>32)</sup>

第二に、失った権限。

従来、認められていた権限のうちで、六番衆が奪い取られた最大のものは、「検断」欄にみえる「高野山上における検断行使権」と、「集会・組織」欄にみえる「壇上諸堂における集会開催権」とである。また、「寺役勤仕」欄にみえる「山上・山下の勝示打ち権」や「諸堂の自由開閉権」等も失った権限中に数えることができる。<sup>33)</sup>

第三に、永享十一年三月当時、なお係争中であった問題。

永享十一年四月の「金剛峯寺行人中善観等請文」(史料E)には、

先年自寺家条々蒙仰之内、新夏衆・承仕之臈次殊二箇条、雖未事行候、重蒙仰候間、可相隨其御意候、

とあり、同月の「金剛峯寺預中沙汰人覚賢等請文」(史料F)にも、

先年自寺家条々蒙仰候内、新夏衆・承仕臈次殊二ヶ条、依未事行候、行人中江被仰付候处、無子細候之由、領状申候上者、我々事於向後不可背寺命申候、

とあって、「集会・組織」欄にみえる行人中組織内の「夏衆六十四人の結集」と「承仕の臈次持ち」の二箇条については、六番衆が最後まで

でこだわった問題であったことがわかる。けれども、史料E・Fに記されているように、永享十一年四月下旬に、行人中がこの二箇条を断念し、預中もまた行人中の決定を追認したのである。

総じて表1から、永享五年の「高野動乱」によって、六番衆は、「衣鉢・乗馬」に関する差別待遇を一定程度、改善させたかわりに、「高野山上における検断行使権」および「寺役勤仕権」のいくつかを失ったことがわかる。また、壇上諸堂における集会開催や、行人中内の新たな結集（「夏衆六十四人の結集」と「承仕の謁次持ち」）が、それぞれ否定されるなど、六番衆組織には解体のメスが入られようとしたことが窺えよう。六番衆は、衆徒方と同方を支援する紀伊国守護勢力との前に、大局的には屈服したのである。<sup>34</sup>

なお、表1・「不法行為の禁止」欄にみえる「異門者から罪科人と号して一献を取る事」、「谷々僧・念仏者に勸進・嗽等と号して用脚を懸ける事」、「新造庵室・道場修造の違乱」、「念仏者の所に付く道者への干渉」等の行為は、六番衆が、事実上、「高野山が、金剛峯寺方・大伝法院方・金剛三昧院方・聖集団という多様な存在が共住する山から、金剛峯寺一寺に権力が集中する山へと姿を変える」ための主要な実力行使部隊であったことを示唆している。すなわち、永享十一年四月以前、「高野山上における検断行使権」を有する六番衆は、同山上の「異門者」や「谷々僧・念仏者」等に対して、衆徒方の思惑を超えて、過剰なまでの取り締まりを行っていた、と考えることができるのではないであろうか。

ちなみに、表1・「集会・組織」、「衣鉢・乗馬」各欄から、六番衆の内部組織が多少なりとも窺える。つまり、(一) 預中の上席は「奥院・本仏共四拾人」、次に「正預分」であること、(二) 行人中の上席は、「上三十人」が占めること、(三) 行人中には、「長床(衆)」・「承仕」・「夏衆」の各集団が含まれること、(四) 預中と行人中とを比較すると、全体としては預中の方が格上であること、等々のことが看取されるのである。

#### 四 永享五年「高野動乱」の検断法上の意義

最後に、永享五年の「高野動乱」が高野山金剛峯寺の検断法上、どのような意義を有する事件であったかについて確かめておくことにしたい。

そのために以下、高野山上における刑罰の在り方（または金剛峯寺衆徒方の六番衆に対する統制方法）の変遷をたどることにする。

天治二（一二二五）年七月十三日「官省符莊住人等解状」<sup>35</sup>には、

当官省符之例、若有盜犯殺害之輩者、以追却為例、敢不及禁獄者也、

とあって、当時すでに形成されていた高野山金剛峯寺の本所法においては、膝下莊園内の犯罪者に対する最高刑が「追却」処分であったことが知られる。そしてこの場合の「追却」処分とは、「現実に住人を庄域から追い出す」という意味を持つとともに、「庄園村落の住人」成員としての社会的地位とむすびついた「在家」屋敷・所領田畠を破



表1 永享11(1439)年3月「金剛峯寺諸衆評定事書」(史料D)の内容

内容分類	預中・行人中共通の規定	預中独自の規定	行人中独自の規定	条文番号	備考
検断	山上における検断を停止する			1 28	×
	山上・山下の悪党においては先規の如く沙汰せよ			8 35	△
不法行為の禁止	異門者から罪科人と号して一献を取る事を向後停止する			2 29	×
	谷々僧・念仏者に勧進・喉等と号して用脚を懸ける事を停止する			3 30	×
	新造庵室・道場修造に違乱を致すべからず			4 31	×
	念仏者の所に付く道者に干渉すべからず			9 40	×
	寺領において氏人として在所の公事に干渉すべからず			11 39	×
	山上・山下の公事に干渉し、是非の沙汰を致すべからず			14 38	×
	寺家における濁酒の売買を停止する			20 49	×
寺役勤仕(除検断)	坊人の院役等は徳政以前の如く沙汰せよ			5 32	△
	山上・山下の下人は遺所に任せて召し仕うべし			10 48	×
	山上・山下の勝示打ちを停止する			12 41	×
	入堂の次第は先規の在所たるべし			18 43	△
			寺家の天野造管、その他の寺家大用の時は面付けに懸銭あるべし	36	×
			六番衆の計らいによる諸堂の自由開閉を停止する	47	×
			諸堂の番代に非交衆の者を置く事を停止する	50	×
	この他万事、寺命に背くべからず		25 54	×	
礼法	先規の如く申半以前は入湯すべからず			7 34	△
	路次において衆徒に対し無礼を致すべからず			13 42	×
	勸杯の時に手を叩くべからず			16 44	×
		請定等に房の字を書くべからず		17	×
集会・組織	壇上諸堂における集会を停止する			6 33	×
			承仕の騰次持ちは堅く停止する	26	×
			夏衆六十四人の結集は停止する	27	×
衣鉢・乗馬	紫絃師子丸草履を停止する			15 45	×
		絹袈裟は懸けるべからず		19	×
	墨唇笠は免除する			21 52	○
	衣の四袖	先規なきも、奥院・本仏共四十人、および正預分に免除する	先規なし。向後停止する	23 51	○ (一部免除)
	直綴	先例なきも、奥院・本仏共四十人に宥免する	先規なきも、上三十人に免除する	24 53	○ (一部免除)
			頸巻を停止する	46	×
	乗馬	先例なきも、乗馬随意とする。ただし、衆徒・莊官に対しては下馬し、礼儀を存ぜよ		長床十人につき天野下向両度のみ可とする	22 37

\* 備考欄の○は六番衆が獲得した権利を、△は先規に復された権利・義務を、そして×は失った(または認められなかった)権利および禁止された不法行為等を、それぞれ示す。

却・没取することによって「村落成員」住人としての社会的身分をうばいとってしまうことを意味していた<sup>36)</sup>。

このような刑罰の在り方は、山上（高野山上）・山下（高野山下、すなわち膝下諸莊園内）ともに、少なくとも文永（弘安（二二六四）八八）年間まで変わることはなかった。今、この点を高野山上における刑罰の在り方（または金剛峯寺衆徒方の六番衆に対する統制方法）に限って見れば

（以下同様）、たとえば、文永八（二二七二）年七月日「金剛峯寺諸衆一同置文案」第三十二条には、

一 諸衆下知外、夏衆私不可伐院内・別所坊。（中略）若背制符者、

尋探骨帳（張）輩、且加斷罪、且可追却山上・山下事、

とあって、（一）高野山上における武力発動の決定権は「諸衆」衆徒にあり、その命令によつて、「夏衆」六番衆が「院内・別所坊」

山上の検断にあたること、（二）「夏衆」が、「諸衆」の命を受けずに勝手に検断を行った場合には、その「夏衆」を断罪するとともに、

山上・山下を追却することが定められていることがわかる<sup>38)</sup>。

けれども、右に見たような高野山上における刑罰の在り方（または金剛峯寺衆徒方の六番衆に対する統制方法）は、弘安年間以降、（恐らくは山上における六番衆の台頭を最大の契機にして）漸次、変化していったようである。

第一に、正平十七（一二三六二）年八月十日「金剛峯寺小集会評定置文」<sup>39)</sup>には、

① 一 就出銭取手事、預与承仕令確執□□□□（申之由カ）、有其聞。

為事実者、為寺家就惣別為□□。所詮預・承仕両方共、為主人計、嚴重可被加炳識（誡）。其上尚無承引者、速出坊中、不可被召仕之由、可有御連署事。

② 一 今度就此事、不拘主人制法、令出坊於預・承仕等者、專為寺敵之上者、於院内・別所、不可加入居扶持。其上扶持令露見者、懸住坊可有罪科事。

③ 一 預・承仕等、不及是非究明、止諸堂開閉、闕番役之条、自由至極也。若令闕如者、両方共永追放山上・山下并不可免還住事。

④ 一 如此及嚴密沙汰之処、両方不令承引、於令引出喧嘩方者、罪科同前。就是非可被絶後訴。其外令下知于諸庄、懸六親可被追放事。

⑤ 一 就此事、預・承仕等、属縁者、雖相語山下之族、全不依親類骨肉、不可見繼。若見繼之輩出来者、准悪党、永可令追放庄内之由、可有下知于諸庄。将又於寺辺及合戦者、五番衆以下、召上諸庄々官、即時可被加退治事、（箇条番号は引用者）

とあって、南北朝内乱期の高野山上における刑罰の在り方（または金剛峯寺衆徒方の六番衆に対する統制方法）は、次のようなものであったことが知られる。

すなわち、まず、「預・承仕」六番衆個々の「主人」衆徒の計らいとして個別的な統制を加える（第一条）。つづいて、それに従わずに「坊中」を出された者については、その者を「寺敵」と断定して、永久に山上・山下から追放する（第二、第三条）。さらには、「諸庄」

＝膝下諸莊園に命じて、六親を懸けて追放するというような措置をもとる（第四條）。なお、「寺敵」と断定された者などが寺辺において合戦に及んだ場合には、五番衆（衆徒若衆）以下が、諸莊の莊官を召し上げて、即時に退治する定めであった（第五條）。

この「小集会評定置文」に見える規定は、全体としては、なお前掲・文永八年「諸衆一同置文案」に記されている制規の延長線上にあるということができよう（たとえば、「追放」処分を最高刑としていることなど）。けれども、（一）衆徒方の執行機関たる小集会衆が高野山上における検断権を掌握していること、（二）五番衆が山上における検断権行使主体として初めて登場していること、（三）六番衆に対する統制方法がたいそう詳細になっていること、などの諸点は注目されるところである。

第二に、高野山上の千手院口に立てられた応永二十一（一四一四）年二月二十二日付けの「高野山禁制」<sup>42</sup> 第三条には、

一 称罪科人、理不尽於寺内令殺害之条、不可然。所詮於向後者、沙汰所（檢校坊カ）經案内、可致其沙汰事、

とあって、室町時代初期に至るや、高野山上において「罪科人と称して、理不尽に死罪に処す」という事態が横行していたことがわかる。

第三に、永享四（一四三二）年九月十七日「金剛峯寺学侶一味契状」<sup>43</sup> 第七条には、

一 当山止住之修学者、大略遠近無縁之輩也。爰有暴惡邪見之人、或号宿意、或称喧嘩、而害碩学之鉢、奪学衆之命。雖知前業之所

感、当于時者、不便之至極也。向後如此惡人出来者、為満寺一同沙汰、任諸寺諸山之例、可処罪科事、

とあって、当時、学衆たちを殺傷しようとする勢力があつたこと、そしてこのような「悪人」については「満寺一同沙汰」として「諸寺諸山之例」に倣つて処断すべきことを定め置いていることが知られる。

以上、鎌倉時代中、末期、室町時代初期の高野山上における刑罰の在り方（または金剛峯寺衆徒方の六番衆に対する統制方法）の変遷を例示的に見たが、永享十一年四月「金剛峯寺小集会衆契状」（史料G）第二条の次のような規定は、右に「第二に」、「第三に」として挙げた規定から窺える高野山上における不穏な状況と、それに伴う刑罰の在り方の変化を受けて、定められたものであるということができよう。

一 於自他之被官人等、自然依喧嘩・鬭諍致殺害者、不及理非之糾明、為主々之沙汰、令誅戮敵人、可止人之憤。且是天下之大法也。

当山尤可守此旨者也。但敵人為遁自身之罪科令逐（逐）電者、聞出彼之在所、為此衆（小集会衆）中可行死罪。若又有親子・兄弟者、為主人之計可刎彼頭。至無親類者、不嫌老若、其主人可出下手人。

次於打擲・刃傷之事者、可処等分之罪科。若於背此掟之仁者、為契約之衆（小集会衆）中可致其沙汰上者、相共不可有私曲事。

「第三に」として挙げた規定は、まだ金剛峯寺学侶（狭義の学侶）間の取り決めであつた。しかるに、史料G・第二条の規定は、同寺諸衆一同「惣寺の正式な決定である。金剛峯寺は、永享十一年四月をもつて、高野山上の罪科人に対する最高刑を、「追放」処分から「死罪」

へと変えたのである。

また、永享十一年三月の「金剛峯寺諸衆評定事書」（史料D）の1、8、28、35各条からは、永享五年の「高野動乱」を契機として、六番衆は、山上・山下の「悪党」に対する検断行使権は従来通り認められたものの、それ以外の高野山上における一般的な検断行使権を剥奪されたことがわかる（表1をあわせて参照されたい）。他方、長祿三（一四五九）年二月二十三日「金剛峯寺学侶評定事書案」には、

一 雖為大犯三箇条、於衆徒之身上者、任先規、可為五番衆之沙汰事

とあって、長祿三年までに、衆徒方に対するすべての検断行使権が五番衆の手に移ったことが知られる。

以上に述べたように、高野山金剛峯寺の検断法上における永享五年「高野動乱」の意義は、高野山上の罪科人に対する最高刑を「追放」処分から「死罪」へと変えたこと、および高野山上における一般的な検断行使権の主体を六番衆から五番衆へと変えたこと、の二点に求めることができよう。

【註】

- (1) 永享十一年四月の「金剛峯寺小集会衆契状」（後掲・史料G）第一条には、六番衆、先年徳政以後、猥違先規令勃興之間、自衆徒方廻治罰之計略、任旧儀可行寺家之法度之由、面々雖挿心底（以上、永享五年の「高野動乱」関連記事）、或叡山之発向、或為大和国民等之追討、或為関東之逆浪、諸国軍兵在陣之間、依公私之忽劇相統、乍思送年

月、然今朝敵速敗北、鼻徒悉没落、而四海静謐・一天泰平之剋、云々、とある（バーレン内の注記は引用者、以下同様）。

- (2) 「統群書類従」補遺二。  
 (3) 同「中世惣村史の構造」吉川弘文館、一九八五年、初出は一九七一年。  
 (4) 「那賀町史」（那賀町、一九八一年）本文編 第三章第四節（小山靖憲執筆部分）一五四〜七頁、「粉河町史 第二巻」（粉河町、一九八六年）編年史料 中世編（熱田 公執筆部分）二一九〜二二頁。  
 (5) 「高野山史研究」五、一九九四年。  
 (6) 石母田正「政治史の対象について」（『石母田正著作集』一三、岩波書店、一九八九年、初出は一九五七年）一〇三頁。  
 (7) 金剛峯寺所蔵。日野西眞定編著「高野山古絵図集成」（清栄社、一九八三年）五九〜六九頁所載。  
 (8) 金剛峯寺所蔵。註（7）所引・日野西編著七〇〜八九頁所載。  
 (9) 以上、拙稿「高野の聖たち——高野山一心院谷の場合——」（『密教文化』二一八、二〇〇七年）五七〜八頁。  
 (10) 拙稿「鎌倉末期の社会変動と天野社・高野山」（同「中世寺院と「悪党」」清文堂出版、二〇〇六年）九六頁。  
 (11) 以上、註（10）所引・拙稿「鎌倉末期の社会変動と天野社・高野山」九三〜九頁。  
 (12) 「東草集」（『校刊美術史料』）。  
 (13) 「大日本史料」六之十一。  
 (14) 以上、詳しくは拙稿「南北朝内乱期の領主と農民」（同「中世高野山史の研究」清文堂出版、一九九七年、初出は一九八四年）を参照されたい。  
 (15) 「大日本古文書 家わけ第一 高野山文書」之七、又統宝簡集九四巻一六六一号。以下、「高」之七、又統宝九四一六六一、のごとく記す。  
 (16) 以下の考察においては、広義の行人集団を指す場合には「六番衆」なる語を、狭義の行人集団を示す場合には「行人中」なる語を、それぞれ用いることにする。ただし、金剛峯寺の大衆集団が六つの番に編成され、各番に属するそれぞれの僧侶集団が「一番衆」六番衆なる名称で呼ばれる

ことになるのは、管見での史料上、貞和元(一二三四)年が初見である  
 「拙稿『金剛峯寺五番衆について』(前掲『中世高野山史の研究』)、初  
 出は一九八一年(二七九頁)。したがって以上の処置は、あくまでも便  
 宜的なものである。

- (17) 京都帝国大学文学部蔵版、平安考古会、一九一八―二〇〇年。  
 (18) 『密宗学報』九八、一九二二年。

- (19) 金剛峯寺六番衆が預中と行人中の二つの結合組織から成っていたこと、  
 および彼らの出自が「土民」であったであろうことについては、黒田弘  
 子・註(3)所引論文六九―七一頁にすでに指摘がある。

- (20) 拙稿「金剛峯寺と膝下莊園荘官層」(前掲『中世高野山史の研究』、初  
 出は一九七六年)二四九―五〇頁。

- (21) ただし、六番衆の下剋上の振る舞いは、「正長の土一揆」後に突然始ま  
 ったというわけではない。たとえば、「高野山検校帳」第百三十五代検  
 校法印隆法の項には、

応永廿七(一二二〇)年(庚子)六月中旬比、天野第二社為御遷宮、  
 料足ヲ中院承仕共ニ德銭懸之処、違背下知廿余人離山了。同七月十  
 日、率勢乱入寺中。即若衆(衆徒若衆ニ五番衆)発向、及合戦。其  
 時良仙房、薬師院被打。手負敵味方不知数。同十一日承仕等落失了。

同廿八年二月上旬運上懸銭、可随寺命之由、捧起請文、被免帰住了、  
 とあって、応永二十七年六月―翌二十八年二月に「中院承仕共」(本中  
 院谷の承仕たち。行人中の一部)が、自分たちへの徳銭賦課を拒否して  
 衆徒方と武力抗争をくりひろげた事実が知られる。六番衆の台頭とい  
 う事態は、鎌倉時代中、末期以来、徐々に進行しており(この点につ  
 いては、後掲・註(37)所引・「金剛峯寺諸衆一同置文案」等を参照され  
 る)、室町時代初期に、その動向はさらに顕著になった。そして「正長  
 の土一揆」を大きな契機として、六番衆は「以外過分下剋上シ」、衆徒  
 方と全面対決するに至った、と考えるべきであろう。

なお、六番衆の勢力増大の要因について、黒田 公氏は「行人らの武  
 力」に注目し、他方、黒田弘子氏は、黒田見解には否定的で、むしろ「行

人方勢力の農民支配の実力」の方をより重視している(以上、黒田弘子・  
 註(3)所引論文を参照)。筆者は、この両見解——すなわち、六番衆  
 の検断力と農民支配力——はともに成り立つと考えている。この点につ  
 いては、さしあたり、後掲・表1・「検断」欄所引条文、および表1・  
 「不法行為の禁止」欄所引条文(とくに11、39、14、38各条)を参照さ  
 れたい。

- (22) 以上の「ヨリ直接的な原因」については、黒田 公・註(4)所引執筆  
 部分二二〇頁にすでに指摘がある。

- (23) 同写ニ註(5)所引・拙稿「永享五年高野動乱の新史料(一)」所載。

- (24) 同「請文」の写ニ永享十一年四月二十二日「金剛峯寺行人中善観等請文  
 写」・同年四月二十三日「金剛峯寺預中沙汰人覚賢等請文写」(註(5)  
 所引・拙稿「永享五年高野動乱の新史料(一)」所載)。

- (25) 同正文の写ニ註(5)所引・拙稿「永享五年高野動乱の新史料(一)」  
 所載。なお、本文書の「案文」は、宝簡集に収められている(「高」之  
 一、宝三七―四四三)。

- (26) 当時、三谷郷兄井村の北部一帯に広がっていた沖積低地の島(中州)。  
 現在のかつらぎ町丁ノ町・大藪・大谷・佐野の各一部と同町蛭子とに相  
 当する地域であると考えられる。

- (27) 総本山金剛峯寺編『高野山文書』第一巻、勸学院文書四五号。

- (28) 「かつらぎ町史 古代・中世史料編」(かつらぎ町、一九八三年)、II  
 一五五―一五七号。

- (29) 「かつらぎ町史 古代・中世史料編」、II一五〇九号。

- (30) 註(10)所引・拙著「中世寺院と「悪党」」所収、初出は一九八〇年。

- (31) 以上、「かつらぎ町史 通史編」(かつらぎ町、二〇〇六年)中世編第  
 四章第二節(拙稿部分)三九〇―二頁。

なお、兄井島から永享五年の「高野動乱」を眺めてみると、そこには、  
 兄井島「御百姓達」の夏衆方に対する下剋上、(その夏衆方を構成員と  
 する)六番衆の衆徒方に対する下剋上、という二重の下剋上の運動が見  
 える。この点を重視したヨリ「正しい意味の政治史」の構築——すなわ

ち、黒田弘子・註(3)所引論文をさらに発展させる作業——について  
は、別稿を期したい。

(32) ちなみに、「衣鉢・乗馬」欄から、金剛峯寺衆徒は乗馬が認められた身分であることが窺える点、興味深い。

(33) ちなみに、「不法行為の禁止」欄から、当時、金剛峯寺六番衆が、寺家において濁酒の売買を行っていたことが窺える点、興味深い。

(34) 六番衆が「大局的には屈服した」ことを象徴的に示すのは、「寺役勤仕」欄にみえる「この他万事、寺命に背くべからず」という規定と、「礼法」欄にみえる「路次において衆徒に対し無礼を致すべからず」という規定とである。

けれども衆徒方も、紀伊国守護勢力という後ろ盾なしには、寺内における自分たちの地位を保持できないところまで追い込まれているのが実情である。ここから、室町幕府—守護体制が寺院勢力に対して果たした役割(権力を保持しようとする衆徒を支援し、台頭する六番衆を抑圧するという)が如実に窺えよう。

(35) 「高」之七、又統宝八八—一六二八。

(36) 河首能平「中世社会成立期の農民問題」(同「中世封建制成立史論」東京大学出版会、一九七一年、初出は一九六四年)。

(37) 「高」之一、宝三七—四三九。

(38) 註(20)所引・拙稿「金剛峯寺と膝下荘園荘官層」二五四頁。

(39) 「高」之八、又統宝一一六—一八六〇。

(40) 註(14)所引・拙稿「南北朝内乱期の領主と農民」一五四—五頁。

(41) 五番衆については、註(16)所引・拙稿「金剛峯寺五番衆について」を参照されたい。

(42) 同案Ⅱ「高」之一、宝四四—五一四。

(43) 「高」之二、統宝二二—三二一。

(44) 「第二に」、「第三に」として挙げた規定の背景には、本稿第三節で述べた「六番衆の、「異門者」や「谷々僧・念仏者」等に対する過剰なまでの取り締まり」や、同第二節に引用した「行人等以外過分下刻上シテ、

已衆徒ノ首ヲ切云々。(中略)主人ノ首ヲ切程ニ過分ニ罷成候」といった事態があったと考えられる。

(45) 史料Gには、「右以前条々、為諸衆一同評議所定置也」とある。

(46) 「高」之四、又統宝三三—三二六。

(高野山大学文学部)